

議案第 66 号

あきる野市教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 11 月 29 日

提出者 あきる野市長 澤井敏和

提案理由

一般職の職員との均衡を図るため、教育長の期末手当を改定することから、規定を整備する必要がある。

あきる野市教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 あきる野市教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務条件に関する条例（平成 7 年あきる野市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 217.5」を「100 分の 227.5」に改める。

第 2 条 あきる野市教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 207.5」を「100 分の 212.5」に、「100 分の 227.5」を「100 分の 222.5」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。